

第 92 回都市計画審議会会議録

日 時：令和 5 年 6 月 1 日（木）午後 2 時 30 分～3 時 30 分

場 所：長岡京市役所新庁舎 5 階 第 1 委員会室

出席委員：宮小路委員、福島委員、上村委員、中村委員、石垣委員、大谷委員、野呂委員、船倉委員、西田委員、岡委員、上林委員、巽委員（職務代理者：桐谷様）、橋田委員、福西委員、三宅委員

欠席委員：三好委員

出席幹事：滝川総合政策部長、木村環境経済部長、清水上下水道部長、井上建設交通部次長（八木建設交通部長代理）

欠席幹事：澤田統括官、八木建設交通部長

関係課：日高道路・河川課長、島津住宅営繕課長、坂出交通政策課長

事務局：[都市計画課] 廣課長、西小路係長、小橋技師、山口技師

傍聴者：0 名

1.開会

- ・ 開会、審議会の成立、及び傍聴者の報告(以上事務局より)

2.議事

- 議 題：付 議 1「京都都市計画用途地域の変更案(長岡京市決定)について」
付 議 2「京都都市計画高度地区の変更案(長岡京市決定)について」
付 議 3「京都都市計画防火地域及び準防火地域の変更案(長岡京市決定)について」

一貫した内容のため、3 件まとめて事務局から内容を説明後、審議に入る。

(内容)本地区では、都市計画道路石見納所線（3.4.107 号）により用途地域等の区域境界を設定していたが、令和 4 年 1 月の都市計画変更に伴い、都市計画道路石見納所線が計画廃止されたことから、境界根拠が喪失した状態となっている。

今回の変更は、用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域の区域境界について地形地物（道路や水路）等により見直し、境界設定を行うものである。

【質疑応答】

(委員)

とても合理的な線引きになるかと思いますが、地図を見せていただくと、多分地権者様が数軒関係されていると思うのですけれども、1軒もその説明会にこられなかったということは、とても地権者様にとって大きなことだと思うのですが、それはどういう理由が考えられるでしょうか。

(事務局)

説明会のご案内をした際に用途地域等が変わるとこういった制限がかかるというようなご案内をA3両面で概要版を作らせていただいて、それも併せて配布をさせていただいたところがございます。それをご覧いただいてご納得いただけているのかなというふうに考えております。なお、一番大きく用途地域等の面積が変更されております一番南側の箇所については、土地の一筆丸々が準防火地域に指定されるという所になり、変更により大きく影響を受けることとなるため、こちらの地権者様につきましては、原案を作る段階で個別にご相談させていただきまして、こういった形で変更することにご了解いただいた上で案を作らせていただいたという次第でございます。

(委員)

この用途地域の変更によって、この地形地物の、特に水路の利用に関しては、将来的に何か影響とかいうのがないのか、ちょっと確認の質問をさせていただきます。

(事務局)

特にこの水路、今回用途地域の境界の目印としては使わせてはいただいておりますけれども、現在も農業用の水路ということで使われておりまして、そこについて水路の利用が変更になるということはありません。

(会長)

ご意見、ご質問がなければ、原案を妥当として答申する事にご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議ありませんので、原案を妥当として答申させていただきます。

3.閉会